

公認水泳コーチ1および基礎水泳指導員に関する 講習・検定試験の免除規程

公益財団法人 日本水泳連盟

第1条（設置の根拠）

この規程は、公益財団法人 日本スポーツ協会（以下（公財）日本スポーツ協会という。）公認水泳コーチ1・公認水泳コーチ2規則第10条および公益財団法人 日本水泳連盟基礎水泳指導員規則第9条の規定に基づき設置する。

第2条（免除の対象）

次の者を免除の対象とする（別表）。

- ① 基礎水泳指導員または公認水泳コーチ1の受講・受験の出願者の中で別表区分のアに属する者。
- ② 満20歳に達した者、かつ水泳コーチ3養成講習受講を条件とする者で、各水泳競技（競泳、飛込み、水球、アーティスティックスイミング；以下AS、オープンウォータースイミング；以下OWS）において、本連盟が選考して国際大会に出場した選手および選手を育成した当時の監督・コーチ、並びに日本選手権において入賞（8位以内）した選手および選手を育成した当時の監督・コーチ。
別表区分のイに属する者。
- ③ （公財）日本スポーツ協会が認定した免除適応校においては、指定された加盟団体が実施する専門科目検定試験を受験して合格した者。
- ④ （公財）日本スポーツ協会が認定をした免除適応校の内、文部科学大臣所轄学校法人が設置した大学等においては、指定された学校が実施する講習の受講および検定試験を受験して合格をした者。

第3条（免除の内容）

- ① 本規定第2条①に属する者に対しては、本人からの申し出があれば、実技講習の内別表に定める科目に限り免除する。
- ② 本規定第2条②に属する者に対しては、コーチ3資格への養成講習受講を要件として、本人からの申請があれば本連盟地域指導者委員会で審査の上、講習および検定試験のすべてを免除する（アスリート免除対象者）。
- ③ 本規定第2条③、④に属する者に対しては、水泳コーチ1の専門科目の講習および検定試験の全てを免除する。

第4条（提出書類）

- ① 第2条①に属する者は、申請書、講習の免除を証明できる書類の写しを付けて、加盟団体地域指導者（普及）委員長に申請すること。
- ② 第2条②に属する者は、申請書、免除を証明できる書類の写しおよび審査料振込証明書を添付し、本連盟地域指導者委員長に申請すること。

第5条（審査結果の通知・登録）

審査結果については、申請者本人と申請者が所属する加盟団体に通知する。

- 2 該当する者については、免除資格を得た年度を含めて4年以内に資格登録申請をすること。

第6条（受講料・受験料の取り扱い）

- ① 第2条①に属する者に対しては、加盟団体に納入する受講料・受験料の減免は行わない。
- ② 第2条②に属する者については、受講料・受験料は徴収しない。ただし、審査料として5,000円を納入すること。
- ③ 第2条③に属する者については、本連盟に審査料5,000円を納入すること。

付則

第1条（施行）

この規則は、平成 17年4月1日 施行
 平成 23年4月1日 改定
 平成 24年4月1日 改定
 平成 31年4月1日 改定
 令和 元年7月1日 改訂

（別表）

区分	免除対象者	免除内容
ア	【基礎水泳指導員および水泳コーチ1を目指す者】 対象競技：競泳、飛び込み、水球、AS、OWS	（実技講習） 基礎技術 （検定試験は 免除しない）
	（公財）日本水泳連盟が選考した国際大会出場者 オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 【国内大会】 日本選手権大会、国民体育大会、日本学生選手権大会、 日本高等学校選手権大会、日本短水路選手権大会の出場者	
イ	【コーチ3への受講を条件とする者】 対象競技：競泳、飛び込み、水球、AS、OWS	審査の上、基礎水泳 指導員講習および検 定を免除する
	（公財）日本水泳連盟が選考した国際大会出場者および選手を育成した監督・コーチ オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 【国内大会】 日本選手権大会において8位入賞以上の出場者および選手を育成した監督・コーチ	

註1）免除要件は、申し込み時点で区分に該当しているものとする。

（講習・検定試験申し込み後に、新たに対象者となっても免除できない。）

註2）区分アについては、受講料・検定料の免除はない。